

令和5年第4回

# 瑞浪市議会定例会議案資料

令和5年8月29日



## 目 次

議第 6 3 号	瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 6 4 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	2
議第 6 5 号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	3
議第 6 6 号	瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議第 6 7 号	瑞浪市残土処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議第 6 8 号	瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議第 6 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	1 2
議第 7 0 号	瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……………	1 3
議第 7 2 号	財産の処分について……………	1 4
議第 7 3 号	市道路線の認定について……………	1 5
議第 7 4 号	市道路線の認定について……………	1 6
議第 7 5 号	市道路線の認定について……………	1 7
議第 7 6 号	市道路線の認定について……………	1 8
議第 7 7 号	市道路線の認定について……………	1 9
議第 7 8 号	市道路線の認定について……………	2 0
議第 7 9 号	市道路線の認定について……………	2 1
議第 8 0 号	令和 5 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 8 号）……………	別冊
議第 8 1 号	令和 5 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 9 号）	} 別冊
議第 8 2 号	令和 5 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議第 8 3 号	令和 5 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議第 8 4 号	令和 5 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	
議第 8 5 号	令和 5 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 1 号）	
認第 8 6 号	令和 5 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	
認第 1 号	令和 4 年度瑞浪市一般会計決算の認定について……………	別冊

認第2号	令和4年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	} 別冊
認第3号	令和4年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
認第4号	令和4年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について	
認第5号	令和4年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について	
認第6号	令和4年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について	
認第7号	令和4年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について	

議第63号 瑞浪市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

新型コロナウイルス感染症への対応作業に係る防疫手当について、同感染症が5類感染症となり、人事院規則から削除されたため、国家公務員の取扱いに準じて改正する。

【改正内容】

別表に規定された防疫手当について同表から削除するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新			旧		
本則 (略)			本則 (略)		
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)		
種類	支給を受ける職員	支給額	種類	支給を受ける職員	支給額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特殊手当	特に不快、危険を伴う業務で、市の規則で定める業務に従事した職員	1回 800円	特殊手当	特に不快、危険を伴う業務で、市の規則で定める業務に従事した職員	1回 800円
			防疫手当	感染症の防疫に係る業務で、市の規則で定める業務に従事した職員	日額 4,000円

議第64号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

各種証明書等のコンビニ等での交付サービス開始に伴い、多機能端末機を利用した交付については手数料免除規定の対象外とするための改正を行う。

【改正内容】

多機能端末機を利用した証明書の交付について、手数料免除規定の対象外とするための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年3月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条 (略) (手数料の徴収等)	第1条 (略) (手数料の徴収等)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の規定は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）による申請については、適用しない。	
4 (略)	3 (略)
第3条～第4条 (略)	第3条～第4条 (略)

議第65号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

【制定趣旨】

金融機関の公金収納事務取扱の変更による督促手数料の徴収事務負担等の増加を鑑み、督促手数料の徴収を廃止するため、関係する条例の整備を行う。

【改正内容】

督促手数料の徴収に係る規定を削るための所要の改正

(該当条例)

- ・ 瑞浪市税条例の一部改正 (第1条)
- ・ 瑞浪市国民健康保険条例の一部改正 (第2条)
- ・ 瑞浪市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正 (第3条)
- ・ 瑞浪市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正 (第4条)
- ・ 瑞浪市介護保険条例の一部改正 (第5条)
- ・ 瑞浪市道路占用料徴収条例の一部改正 (第6条)
- ・ 瑞浪市後期高齢者医療に関する条例の一部改正 (第7条)

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p><b>○瑞浪市税条例の一部改正 (第1条)</b></p> <p>第1条 (略) (用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 徴収金 市税並びにその延滞金 ____、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)～(4) (略)</p> <p>第3条～第20条 (略)</p> <p>第21条及び第22条 削除</p> <p>第23条～第152条 (略)</p> <p><b>○瑞浪市国民健康保険条例の一部改正 (第2条)</b></p> <p>第1条～第21条 (略)</p> <p>第22条 削除</p> <p>第23条～第30条 (略)</p> <p><b>○瑞浪市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正 (第3条)</b></p> <p>第1条～第8条 (略) (負担金の督促)</p>	<p>第1条 (略) (用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)～(4) (略)</p> <p>第3条～第20条 (略) (督促手数料)</p> <p>第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p> <p>第22条 削除</p> <p>第23条～第152条 (略)</p> <p>第1条～第21条 (略) (保険料の督促手数料)</p> <p>第22条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。</p> <p>第23条～第30条 (略)</p> <p>第1条～第8条 (略) (負担金の督促)</p>

<p>第9条 (略)</p>	<p>第9条 (略)</p> <p>2 管理者は、前項の督促状を発行した場合においては、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。</p>
<p>第10条～第11条 (略)</p>	<p>第10条～第11条 (略)</p>
<p>○瑞浪市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正 (第4条)</p> <p>瑞浪市督促及び延滞金徴収条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項及び第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の歳入(以下「諸納付金」という。)の督促及び延滞金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(督促)</p>	<p>瑞浪市督促手数料及び延滞金徴収条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の歳入(以下「諸納付金」という。)の督促に係る手数料及び延滞金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(督促手数料)</p>
<p>第2条 市長は、諸納付金を納期限までに納入しない者があるときは、その者に対し、納期限後20日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならない。</p>	<p>第2条 諸納付金の徴収につき、督促状を發した場合には、督促手数料として督促状1通につき100円を徴収する。</p>
<p>第3条～第5条 (略)</p>	<p>第3条～第5条 (略)</p>
<p>○瑞浪市介護保険条例の一部改正 (第5条)</p> <p>第1条～第7条 (略)</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(保険料の督促手数料)</p>
<p>第8条 削除</p>	<p>第8条 市長は、督促状を發した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p>
<p>第9条～第17条 (略)</p>	<p>第9条～第17条 (略)</p>
<p>○瑞浪市道路占用料徴収条例の一部改正 (第6条)</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(占用料の督促)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(占用料の督促)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の督促状を發した場合においては、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。</p>
<p>第7条～第8条 (略)</p>	<p>第7条～第8条 (略)</p>
<p>○瑞浪市後期高齢者医療に関する条例の一部改正 (第7条)</p> <p>第1条～第4条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(保険料の督促手数料)</p>
<p>第5条 削除</p>	<p>第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。</p>
<p>第6条～第9条 (略)</p>	<p>第6条～第9条 (略)</p>



議第66号 瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

瑞浪市への企業立地の促進を図るため、奨励措置の対象業種に係る規定の整備を行う。

【改正内容】

卸売業・小売業を営む者が設置する物流施設を奨励措置の対象に追加するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条 (略) (用語の定義)	第1条 (略) (用語の定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 事業所等 次に掲げる事業を行う事業所及び工場並びに事務所をいう。 ア～オ (略) カ <u>卸売業・小売業 卸売業及び小売業に係る事業で市長が認めるもの</u>	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 事業所等 次に掲げる事業を行う事業所及び工場並びに事務所をいう。 ア～オ (略)
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
(5) 操業開始 事業所等を設置して製造業、運輸・通信業、サービス業、 <u>電気業、宿泊業又は卸売業・小売業を開始することをいう。</u>	(5) 操業開始 事業所等を設置して製造業、運輸・通信業、サービス業 <u>又は電気業</u> _____ を開始することをいう。
(6)～(8) (略)	(6)～(8) (略)
第3条～第11条 (略)	第3条～第11条 (略)

議第67号 瑞浪市残土処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

瑞浪市で排出されるリニア中央新幹線事業における建設発生土を瑞浪市残土処分場で受け入れるため、条文の整備を行う。

【改正内容】

土砂受入れを行う対象を瑞浪市で排出されるリニア中央新幹線事業における建設発生土に改め、使用料を改定するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年12月1日とする。

【新旧対照表】

新			旧		
(設置)			(設置)		
第1条 瑞浪市で排出されるリニア中央新幹線事業における建設発生土及び瑞浪市が発注する公共工事で発生する建設残土を処分するため、瑞浪市残土処分場（以下「処分場」という。）を設置する。			第1条 独立行政法人日本原子力研究開発機構が排出する土砂及び瑞浪市が発注する公共工事で発生する建設残土を処分するため、瑞浪市残土処分場（以下「処分場」という。）を設置する。		
第2条～第8条 (略)			第2条～第8条 (略)		
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
車種別	計算単位	計算単位当たりの使用料	車種別	計算単位	計算単位当たりの使用料
2トン車	1台	4,000円	2トン車	1台	3,100円
4トン車	1台	7,800円	4トン車	1台	6,100円
8トン車	1台	15,600円	8トン車	1台	12,200円
10トン車	1台	19,600円	10トン車	1台	15,300円

議第68号 瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）の公布に伴い、条文及び別表の整備を行う。

【改正内容】

対象火気設備等のうち、蓄電池設備について一般的に用いられている蓄電池容量（キロワット時）を用いて区分することとし、位置、構造及び管理に関する基準の改正を行う。また、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めること等の所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年1月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第10条の2 (略) (変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 変電設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有する<u>キュービクル式</u>のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。</p> <p>(3の2) <u>建築物等</u> _____の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) (略)</p> <p>2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有する<u>キュービクル式</u>のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>3 (略) (急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において</p>	<p>第1条～第10条の2 (略) (変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 変電設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有する<u>キュービクル式</u>のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。</p> <p>(3の2) <u>キュービクル式のものにあつては、建築物等</u>の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) (略)</p> <p>2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有する<u>キュービクル式</u>のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>3 (略) (急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において</p>

<p>同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>雨水等の浸入防止_____の措置を講ずること。</u></p>
<p>(5)～(18) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(5)～(18) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第12条 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p>	<p>第12条 (略)</p> <p>(蓄電池設備)</p>
<p>第13条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。</u></p>	<p>第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p>	<p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p>
<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。</p>	<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。</p>
<p>第14条～第43条 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>	<p>第14条～第43条 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>
<p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p>	<p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p>
<p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)</u></p>	<p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>蓄電池設備_____</u></p>
<p>(14)～(15) (略)</p> <p>第45条～第51条 (略)</p>	<p>(14)～(15) (略)</p> <p>第45条～第51条 (略)</p>

別表第1～別表第2 (略)

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類				離隔距離 (cm)						
				入力	上 方	側 方	前 方	後 方	備 考	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。注2：ダクト接続型以外の場合に
上記に分類されないもの				—	100	60	0	60	0	注2

温風暖房機

別表第1～別表第2 (略)

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類				離隔距離 (cm)						
				入力	上 方	側 方	前 方	後 方	備 考	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。注2：ダクト接続型以外の場合に
上記に分類されないもの				—	100	60	0	60	0	注2

温風暖房機

						あつては100cmとする。							
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付	14k W以下	1 0	1 5	1 5	1 5	注			
				こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ									
				据置型レンジ	21k W以下	1 0	1 5	1 5	1 5	注			
				不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付	14k W以下	8 0	0	-	0	後方の	離隔距離を示す。
						こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ							
						据置型レンジ	21k W以下	8 0	0	-	0	。	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの			炭火焼き器	-	1 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0	。	
			木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	-	8 0 0	3 0 0	-	3 0 0				
				使用温度が800℃以上のもの	-	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0				

						あつては100cmとする。							
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付	14k W以下	1 0	1 5	1 5	1 5	注			
				こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ									
				据置型レンジ	21k W以下	1 0	1 5	1 5	1 5	注			
				不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付	14k W以下	8 0	0	-	0	後方の	離隔距離を示す。
						こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ							
						据置型レンジ	21k W以下	8 0	0	-	0	。	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの			炭火焼き器	-	1 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0	。	
			木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	-	8 0 0	3 0 0	-	3 0 0				
				使用温度が800℃以上のもの	-	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0				

上記に分類 されないもの	使用温度が 300℃以上 800℃未満の もの		二	1 5 0 0	1 0 0 0	2 0 0 0	1 0 0 0	
	使用温度が 300℃未満の もの		二	1 0 0 0	1 5 0 0	1 0 0 0	5 0 0 0	
ボイラー	気体燃料 不燃以外	開放式	フードを付 けない場合	7 k W以下	4 0	4 5	4 5	4 5
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

備考 (略)  
別表第4～別表第8 (略)

上記に分類 されないもの	使用温度が 300℃以上 800℃未満の もの		二	1 5 0 0	1 0 0 0	2 0 0 0	1 0 0 0	
	使用温度が 300℃未満の もの		二	1 0 0 0	1 5 0 0	1 0 0 0	5 0 0 0	
ボイラー	気体燃料 不燃以外	開放式	フードを付 けない場合	7 k W以下	4 0	4 5	4 5	4 5
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

備考 (略)  
別表第4～別表第8 (略)

議第69号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	いそ がい なお み 磯 貝 直 美
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	瑞浪市会計年度任用職員
学歴	岐阜大学教育学部 卒業
経歴	昭和56年4月 岐阜県公立学校教員 奉職 平成24年4月 恵那市立東野小学校 教頭 平成27年4月 瑞浪市立瑞浪小学校 教頭 平成29年4月 瑞浪市立陶小学校 教頭 平成31年3月 岐阜県公立学校教員 退職 平成31年4月 帝京大学可児小学校 教頭 令和4年4月 恵那市立武並小学校 非常勤講師 令和5年4月 瑞浪市立瑞浪小学校 学業支援員  現在に至る
備考	新任



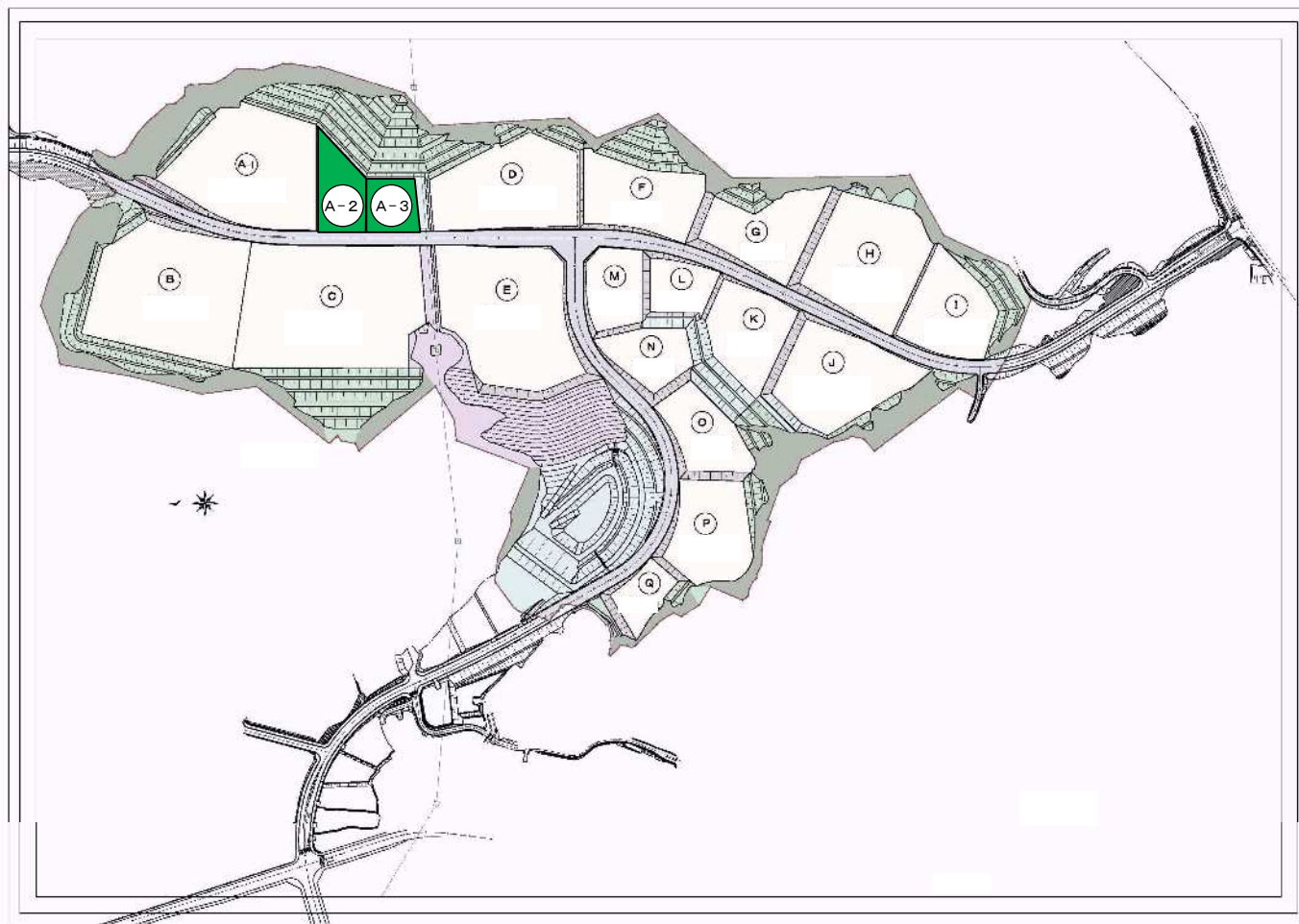
議第70号 瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	は しば まこと 羽 柴 誠
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	無職
学歴	名古屋大学工学部化学工学科 卒業
経歴	昭和55年4月 岐阜県公立学校教員 奉職 平成23年4月 瑞浪市教育委員会事務局次長 兼 学校教育課長 兼 瑞浪市教育研究所長 平成25年4月 瑞浪市立瑞浪中学校 校長 平成27年4月 瑞浪市立瑞浪小学校 校長 平成30年3月 岐阜県公立学校教員 退職 現在に至る
備考	令和元年10月 瑞浪市教育委員会委員 (1期目) 現在に至る

議第72号 財産の処分について

位置図

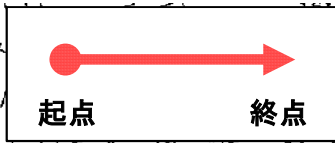


土地の所在

瑞浪市山田町字小洞				
地番	地目	面積 (㎡)	区画番号	企業名
2002	宅地	3,315.83	A-2	株式会社ハナノキ
2003	宅地	2,248.41	A-3	株式会社ハナノキ

議第73号 市道路線の認定について

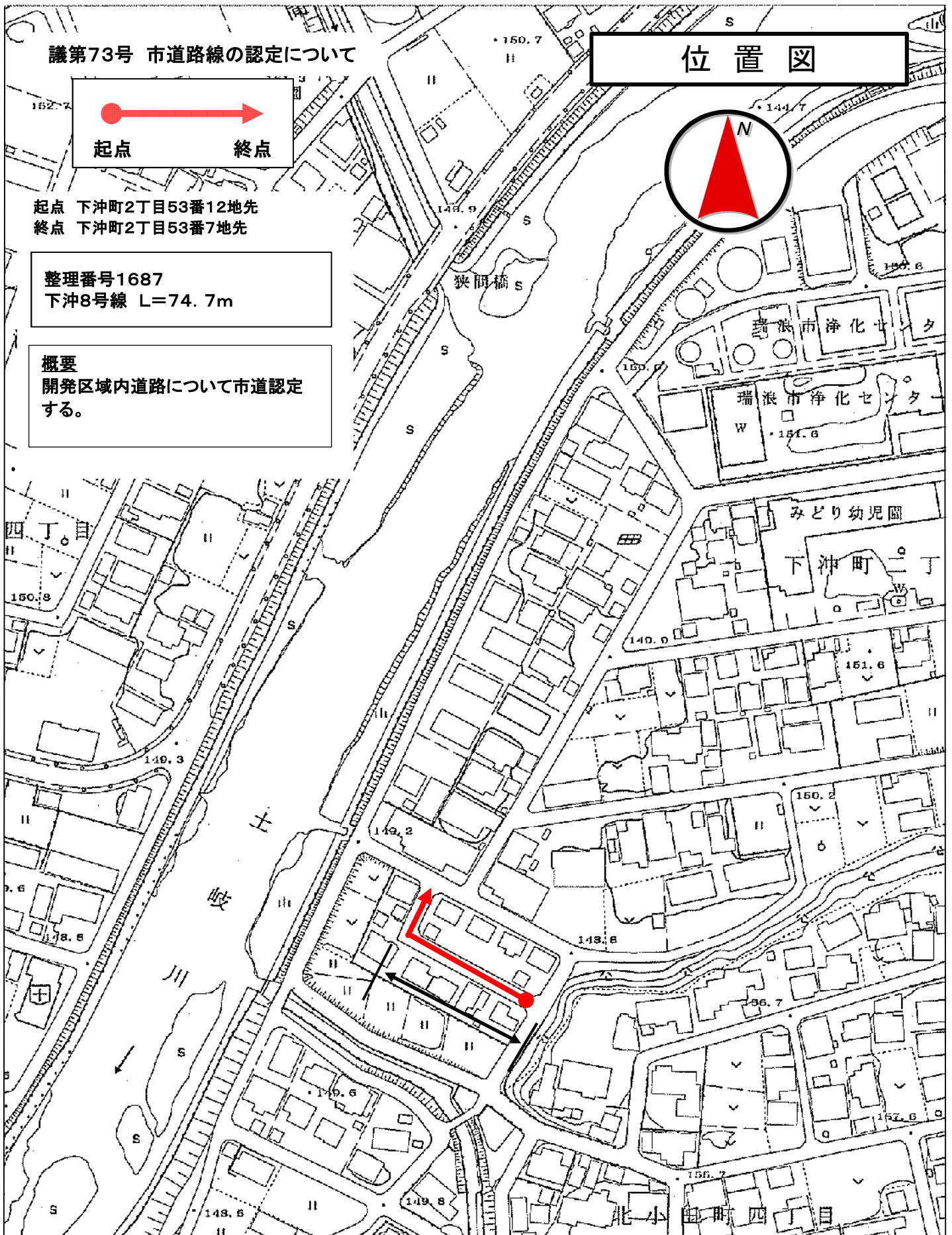
位置図



起点 下沖町2丁目53番12地先  
終点 下沖町2丁目53番7地先

整理番号1687  
下沖8号線 L=74.7m

概要  
開発区域内道路について市道認定  
する。



議第74号 市道路線の認定について

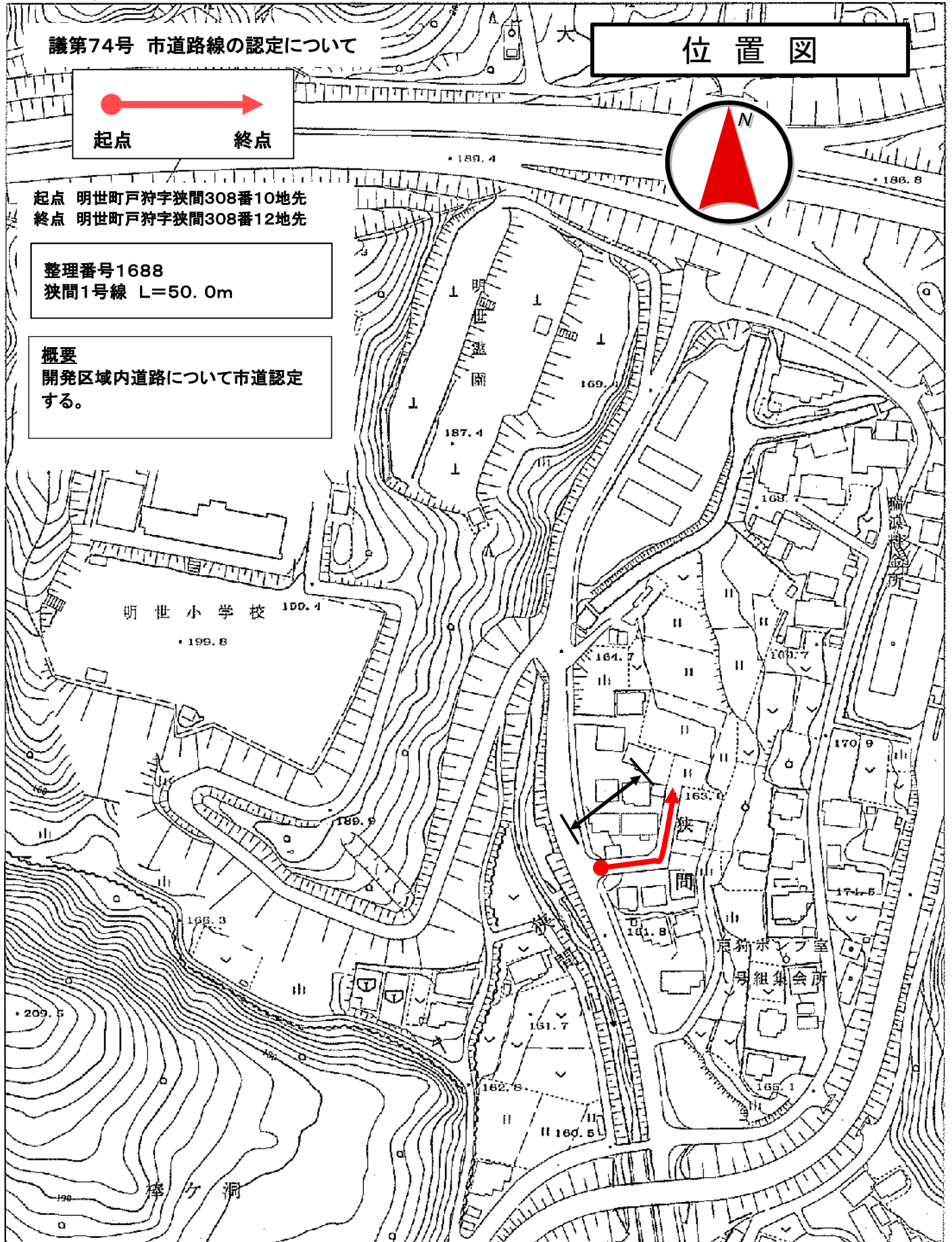
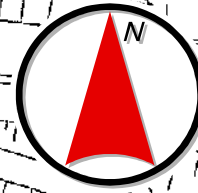
位置図



起点 明世町戸狩字狭間308番10地先  
終点 明世町戸狩字狭間308番12地先

整理番号1688  
狭間1号線 L=50.0m

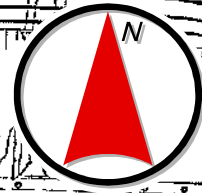
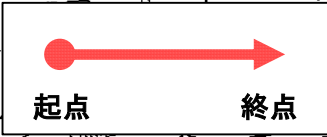
概要  
開発区域内道路について市道認定  
する。





議第75号 市道路線の認定について

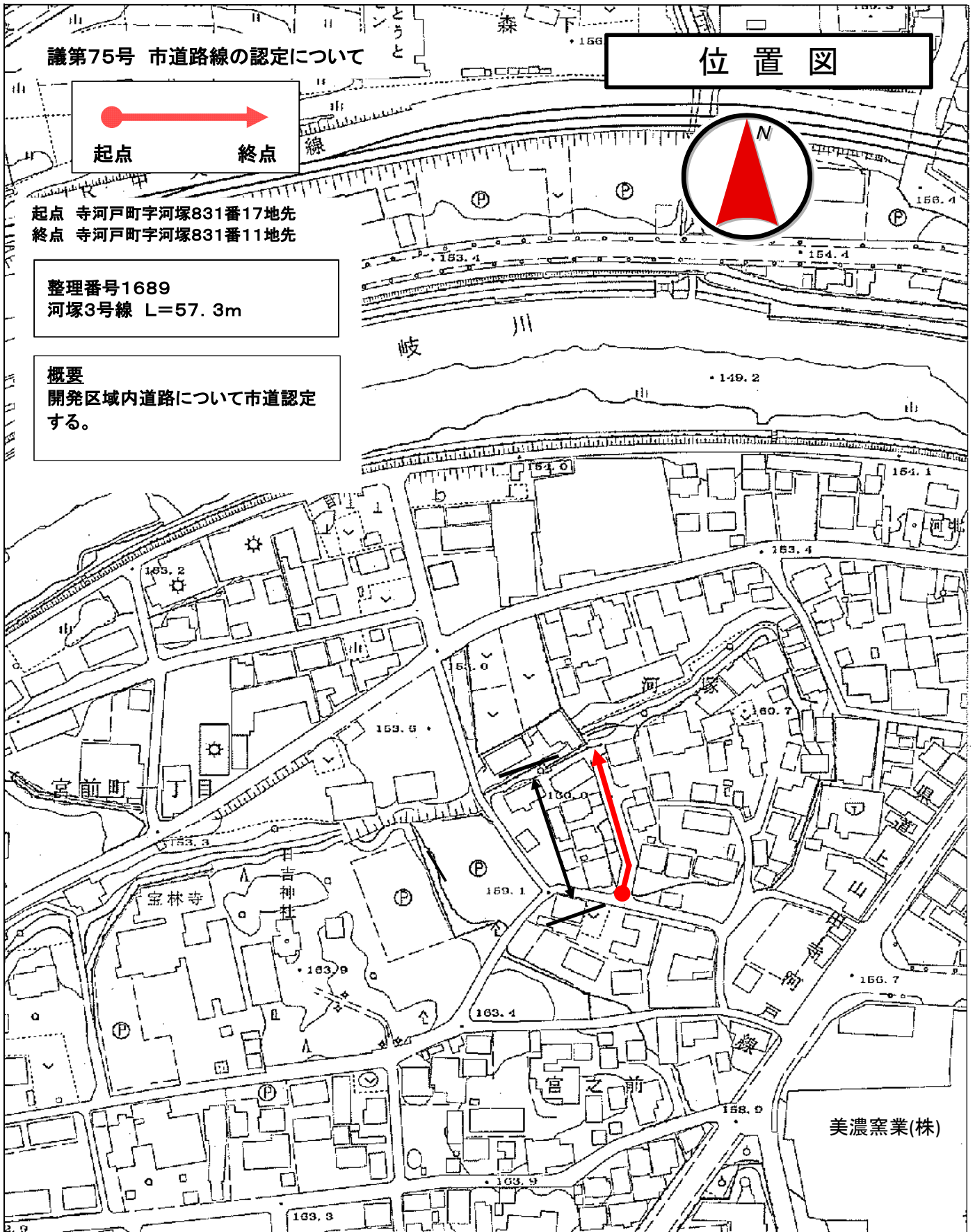
位置図



起点 寺河戸町字河塚831番17地先  
終点 寺河戸町字河塚831番11地先

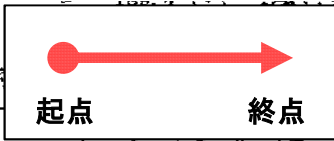
整理番号1689  
河塚3号線 L=57.3m

概要  
開発区域内道路について市道認定  
する。



議第76号 市道路線の認定について

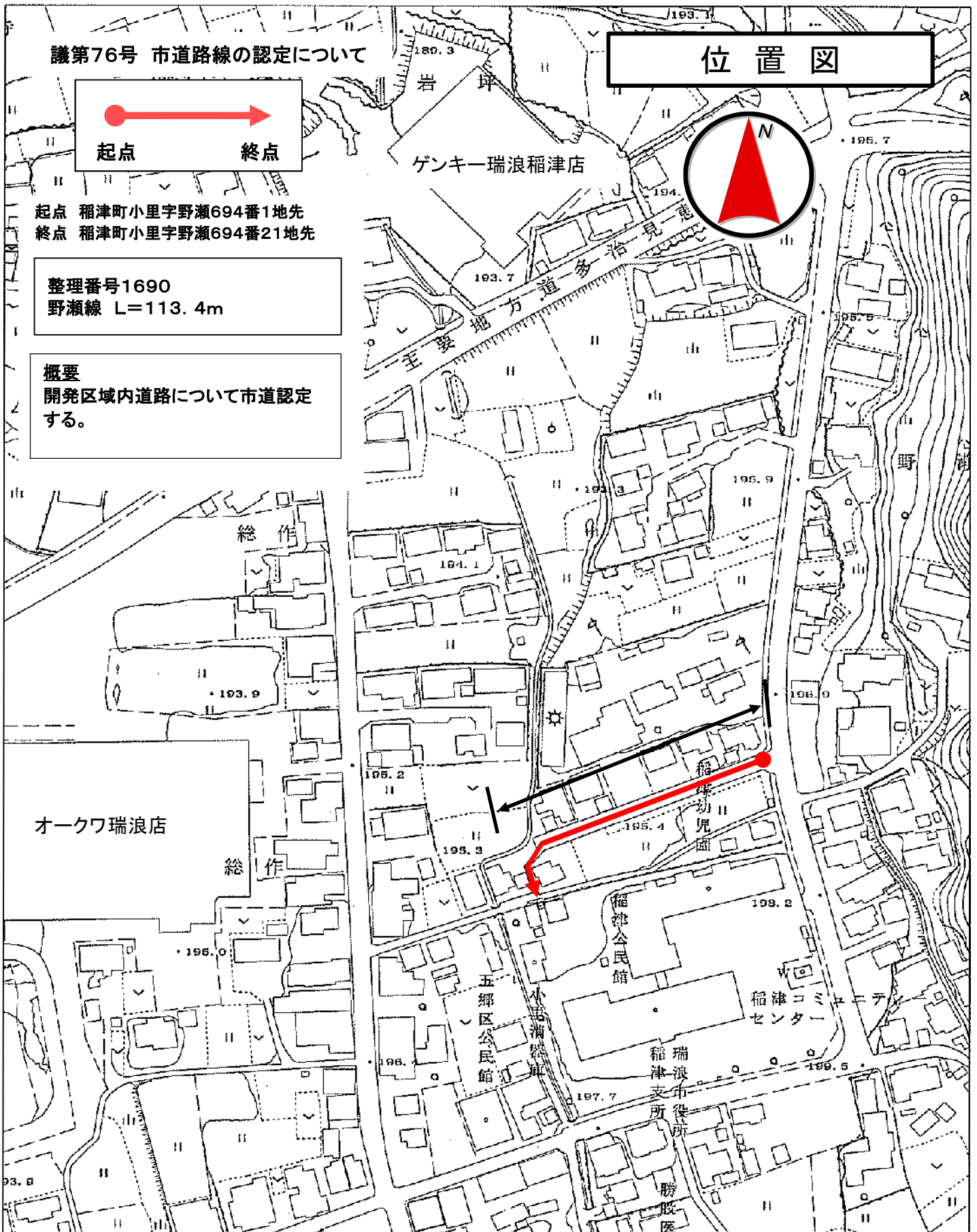
位置図



起点 稲津町小里字野瀬694番1地先  
終点 稲津町小里字野瀬694番21地先

整理番号1690  
野瀬線 L=113.4m

概要  
開発区域内道路について市道認定  
する。



議第77号 市道路線の認定について

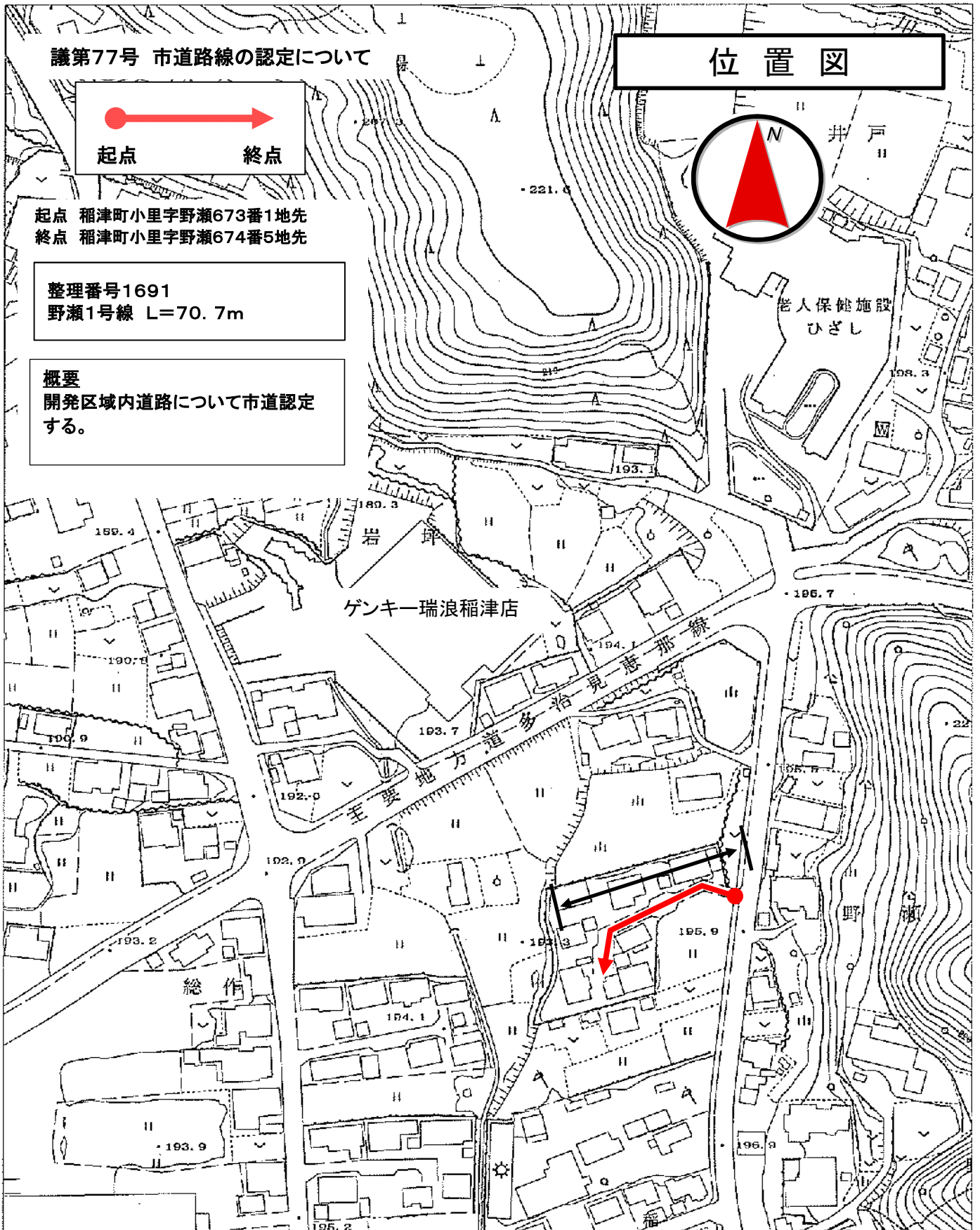
位置図



起点 稲津町小里字野瀬673番1地先  
終点 稲津町小里字野瀬674番5地先

整理番号1691  
野瀬1号線 L=70.7m

概要  
開発区域内道路について市道認定  
する。





議第78号 市道路線の認定について

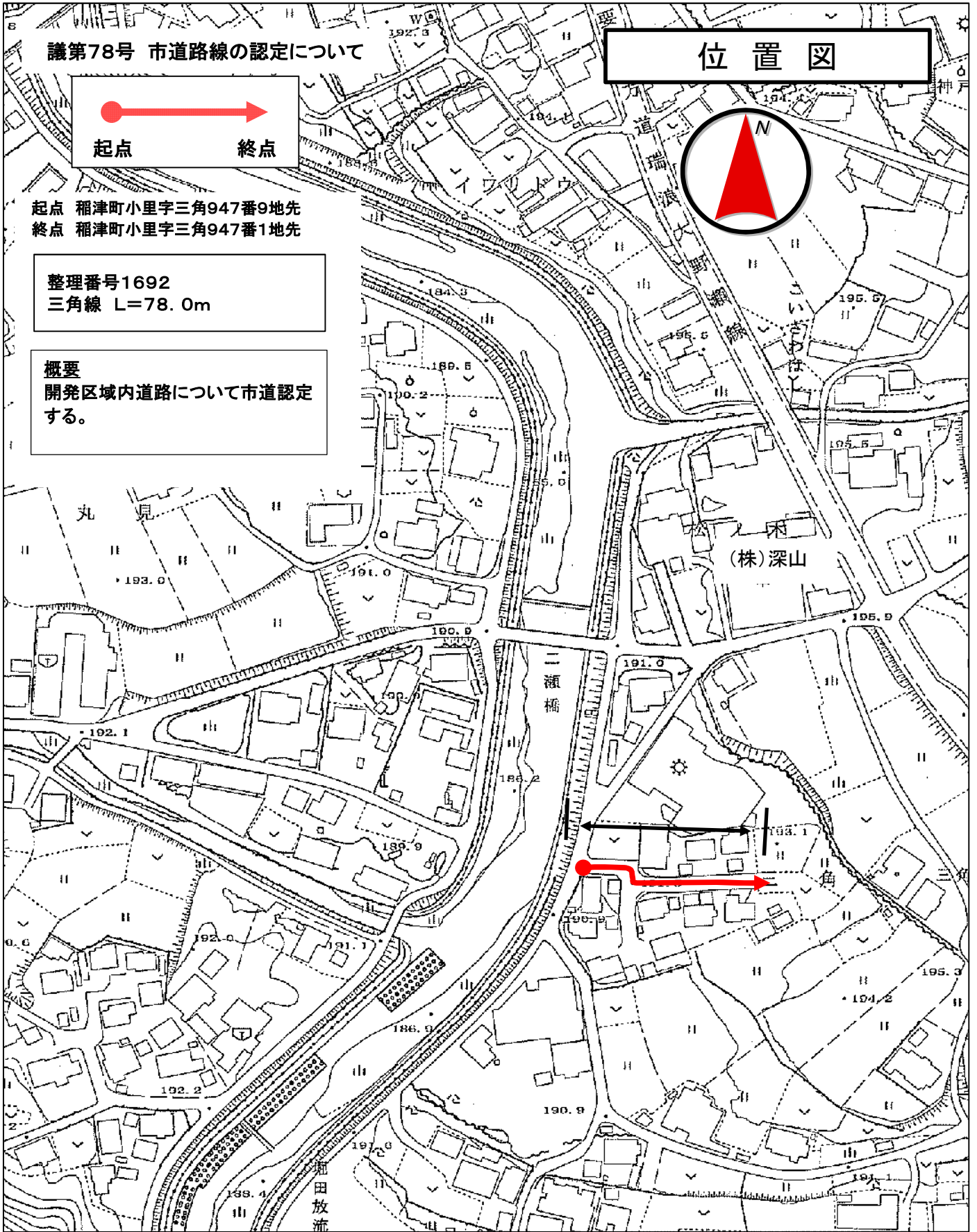
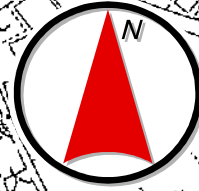
位置図



起点 稲津町小里字三角947番9地先  
終点 稲津町小里字三角947番1地先

整理番号1692  
三角線 L=78.0m

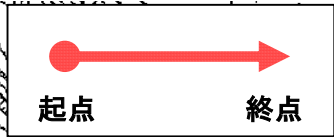
概要  
開発区域内道路について市道認定する。





議第79号 市道路線の認定について

位置図



起点 稲津町小里字三角947番8地先  
終点 稲津町小里字三角947番10地先

整理番号1693  
三角1号線 L=19.5m

概要  
開発区域内道路について市道認定  
する。

